

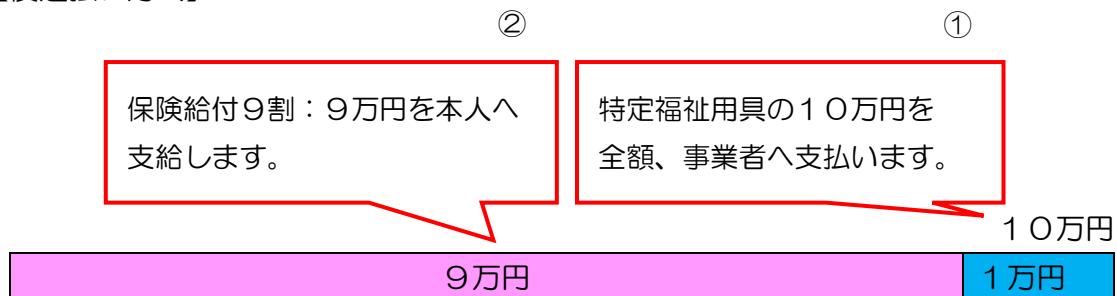
## 介護保険福祉用具購入費受領委任払いの取り扱いについて

介護保険における福祉用具購入費とは、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とした環境整備に対して、保険給付を行う制度であり、その支給方法は、利用者が一時的に全額負担をした後に、本人負担（1割、2割または3割）を除いた額（9割、8割または7割）を償還することが原則とされています。

受領委任払い方式を導入することで、償還払いによる利用者の一時的な経済的負担を軽減し、経済的理由によるサービスの利用控えを防ぐ効果が期待できます。

例：自己負担割合1割の要介護被保険者等が、指定特定福祉用具販売事業者等から、特定福祉用具（10万円）を購入した場合

### 【償還払い方式】



### 【受領委任払い方式】



### 1 支給申請

(1) 次の書類を長寿介護課保険給付係へ提出します。

- ①介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ②領収証（要介護被保険者等負担分）
- ③福祉用具のパンフレット等
- ④福祉用具が必要な理由書（個々の用具ごとに記載）
- ⑤介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払いに係る委任状（第1号様式）

（⑤以外は「償還払い方式」と変わりません。）

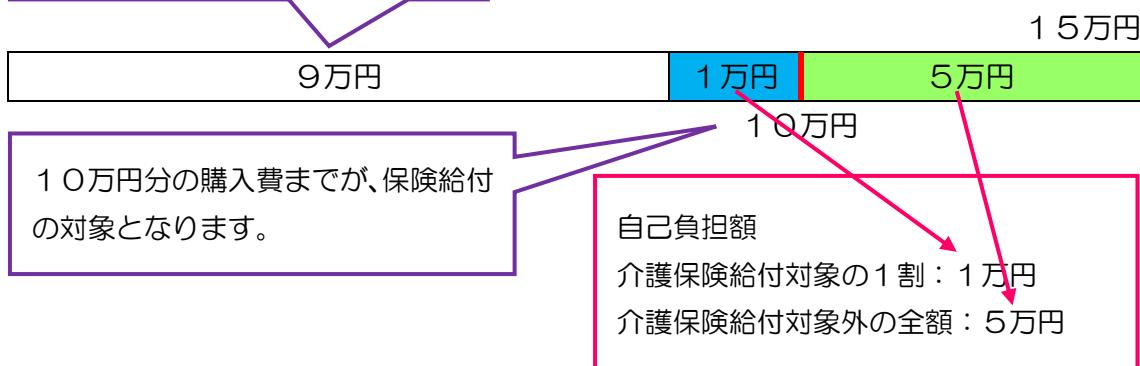
例：自己負担割合1割の要介護被保険者等が、特定福祉用具（54,321円）を購入した場合

$$\text{自己負担額} = 54,321 \text{円} \times 1/10 \doteq 5,433 \text{円}$$

（1円未満の端数は切り上げます。）

例：特定福祉用具購入に係る費用が支給限度基準額（10万円）を超える場合

保険給付9割：9万円は、受任者となる事業者へ振込みます。



例：特定福祉用具購入に係る費用が支給限度基準額を超える場合（15万円）の領収証の記載例

### 領収証

令和〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇 様

金額	¥60,000円
----	----------

ただし、シャワーチェア及び浴槽台並びにポータブルトイレ

（150,000円）の利用者負担額（介護保険対象額10,000円、介護保険対象外50,000円）として

上記正に領収しました。

（所在地）

（事業所・代表者名）

印

長寿介護課保険給付係で、支給申請書類を審査し、締切日から、およそ20日後に「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書」を利用者へ、「介護保険給付費支払通知書」（第2号様式）を事業者へそれぞれ送付し、指定の口座に福祉用具購入費を振込みます。

福祉用具購入費支給申請の締切日は、毎月10日、20日及び月末となっています。  
(ただし、土日、祝日にあたる場合は、その前日になります。)

### ③ 利用者の制限

次のいずれかに該当する場合は、受領委任払いを利用できませんので、ご注意ください。ただし、(2)、(3)に該当する場合は、状況により利用できる場合もありますので、予めご相談ください。

- (1) 給付制限を受けている場合
- (2) 要介護認定の申請中（新規・変更）で、要介護度が決定していない場合
- (3) 入院中または入所中の場合

お問い合わせ先

甲府市福祉部福祉支援室長寿介護課保険給付係

電話055-237-5480